

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成28年6月22日（水曜日）

## 経済建設委員会

日時 平成28年6月22日（水曜日）午前9時00分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 産業振興部、建設部

第112号議案	「質疑・討論・採決」
第113号議案	「質疑・討論・採決」
第119号議案	「質疑・討論・採決」
第120号議案	「質疑・討論・採決」
第121号議案	「質疑・討論・採決」

#### 2 陳情の審査

- (1) 「三遠南信自動車道」工事に伴う生コンクリート納入について要望書（陳情書扱い）  
「質疑・討論・採決」

### 出席委員（5名）

委員長 山口洋一 副委員長 柴田賢治郎  
委員 下江洋行（議長） 白井倫啓 滝川健司

欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

産業振興部、建設部の係長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行 書記 夏目佳子

**開 会 午前9時00分**

**○山口洋一委員長** ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、20日の本会議において、本委員会に付託されました第112号議案、第113号議案及び第119号議案から第121号議案までの5議案、並びに議長から送付されました陳情について審査をいたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

**第112号議案** 新城市桜淵いこいの広場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

**○滝川健司委員** 第14条で、飛び込み禁止等ということで、多分これ（1）がそれに該当すると思うんですけど、（2）も大体イメージがわかります。

（3）の管理上、支障があると市長が認める行為をすること。これが多分、漠然として何を禁止しようとしているのか、ちょっとイメージが浮かばないんですけど、こういう表現で何を規制しようとしているのか、その辺をもう少し具体例があるなら挙げて説明してください。

**○山口洋一委員長** 杉山観光課長。

**○杉山典久観光課長** 第14条の（3）その他ということ、説明をさせていただきます。

これにつきましては、桜淵の、笠岩橋の橋脚からの、入ってはいけないという立ち入り制限をする。そうすることによって、警察も、今まで手をこまねいていたのがいけないということ、あそこ、橋脚のほうへも入れなくなって、飛び込み禁止のより強化にすることができると。

あと、じか火でのバーベキューとかたき火の行為、こういったものも、このところで強化できるというふうに思っています。

あと、最近ドローンとか、そういった物も多くのお客さんの危険な行為になるということで、ここら辺の行為も禁止することができるというふうに考えております。

以上です。

**○山口洋一委員長** 滝川委員。

**○滝川健司委員** 今、言っていたことは、飛び込み禁止のため立入禁止ってことは、（1）のみずから及び他人の生命、体の危険を及ぼす行為と関連してくると思うんですけども、こういう表現ではなくて、具体的にそれじゃあ、そういう掲示、立ち入り規制で、あるいはたき火、バーベキュー、ドローン禁止とかという表現は公園内に掲示してなければ多分理解できないと思うんですね。そういう注意の表があるのか、そういう掲示板があるのか。

それから、ドローンについても私が一般質問したように人が多く集まるような場所は、確かに飛行禁止なんですけども、届け申請すれば許可が出るっていう状況ですので、その辺のこと、あるいはさくらまつりというような、そういうような空からの撮影をして、かなりインパクトがあると思いますんで、そういうケースもありますので、一概にドローン禁止ってやるのか、ドローンやる場合は事前に申請してくださいとか、そういうような注意書きをすとか、そういったことで、もう少し行為の具体性を明記するつもりはあるのか、そういうことされてるのか、その辺はいかがでしょうか。

**○山口洋一委員長** 杉山観光課長。

**○杉山典久観光課長** まず、表示のことですけれども、表示につきましては、笠岩橋の左右、兩岸のほうに飛び込み禁止の看板を昨年でしたかね、設置いたしまして、飛び込み禁止の表示は日本語と、あと外国人も多いものから、ポルトガル語でしたかね、表示してあります。

それから、ドローンにつきましては、木か

げプラザの玄関って言いますか、入り口のところに、禁止の行為を表示しております。

それから、たき火とか、そういうのも、今まで過去に例が多かったところに、場所にですね、禁止の表示を行っております。

それから、委員から言われました、それぞれ具体例を書くと、それだけって限定されてしまいますので、ちょっとそういう書き方が全体的な項目を網羅して書かせていただき、条例のほうを一部改正させていただきました。

それから、最後のドローンのことですが、大きくは国交省が全般的にそういう大勢のお客様がみえるときには禁止しますよ、市街地はだめですよっていうのは、大きく国交省のほうで禁止行為を定めておりますので、桜淵に関しましては、さくらまつりとか、そういう大きなお客さんがみえるところでは禁止っていうことで表示もしております。

以上です。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第112号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって第112号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第113号議案 新都市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 ナイトクラブ、ダンスホールを削除ということですけども、ナイトクラブ、ダンスホールでもいろんな形態があると思うんですが、ナイトクラブ、ダンスホールの定義について教えてください。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 まず、ダンスホールでございますけれども、ダンスホールの定義でございますけれども、ダンスホール自体については、従来のペアダンス、施設を設けて客にペアダンスをさせる営業施設っていうものについては、規制対象ということになるんですけども、それ以外の例えばダンススクールというようなものについては、この風営法からは完全に外れてしまうというようなものが対象となります。

ナイトクラブにつきましては、低照度、ナイトクラブの営業のうち、低照度飲食営業というものがございまして、それ以外のものについては、今回、規制から対象を外せるということなんですけれども、低照度飲食店営業というものにつきましては、特定遊興飲食店営業として、そのまま規制されるということになります。

以上です。

○山口洋一委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第113号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって第113号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第119号議案 新城市湯谷園地の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

古田産業振興部長。

○古田孝志産業振興部長 質疑に先立ちまして、御報告をさせていただきます。

去る6月20日の新城市議会6月定例会第4日、第119号議案 新城市湯谷園地の指定管理者の指定に係る加藤議員よりの本会議質疑におきまして、当該指定管理を行おうとする区域の土地等の所有に関して、不明確な答弁を行いました。改めまして詳細を調査したところ、土地に関しては、すべて愛知県の所有地で、平成15年4月以降、旧鳳来町及びそれを承継しました本市が無償で借地している土地であること。

また、区域内にあります休憩所、公衆便所の建物2棟は、本市が所有する公共施設であることが明らかとなりました。

なお、詳細につきましては、本日お手元に配付させていただきました資料で御確認いただくよう、よろしく願いいたします。

○山口洋一委員長 冒頭、部長から過日の本会議の内容について、資料を提出いただいた旨があり、また資料については各議員のボックスに届け出されてるとあります。

ということも踏まえて、お願いしたいと存じます。

では、ただいまより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 先日の資料請求で、組合員の方の名簿をいただきました。7名ですが、かなり高齢化して、何かいろいろ問題があったような回答だったんですけど、年齢は教えていただけますか。

○山口洋一委員長 古田産業振興部長。

○古田孝志産業振興部長 現在の7名の組合員ですが、最年少が68歳で、最高齢が82歳だったと記憶しております。

組合長の中村さんが82歳、副組合長さんが76歳、会計が69歳、幹事が72歳、理事の林さんが77歳、同じく理事の長坂さんが69歳、内田さんが68歳です。現在年齢です。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 決算報告書を読んでいきますと、当期純損失金額97万円となっておりますが、お任せして、このような経営状況で、安定して管理運営できるのでしょうか。

○山口洋一委員長 平成27年度だと思う。平成27年度の97万何ぼマイナスになってるということで、そのことを質疑をされてると思います。

13件、マイナス97万円だもんね。今後はどうか。

杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 最近の直近の5期の決算を載せさせていただきましたが、7月から9月の間です。雨天、そういう台風とか、そういったこともあって、250万円、収入が、多少の変動はあります。多くは警備と言いますか、駐車場の整理のほうに行ってしまうんですけども、変動は毎年ありますので、その中でやっていくということでもあります。

済みません、平成27年につきましては、大きく変動があったのが、木の伐採がありましたので、木の伐採を行いました。これが最近にはない大きな修繕と言いますか、費用がなっておりますので、変わったところでありませぬ。

以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 収入が駐車場しかない組合です。

何かあれば、赤になる可能性があるという状況で、従来の管理でお任せしていいのかという気もするんですね。場所的には、夏になれば多くの観光客が訪れる場所なんですね。

すべて指定管理者として経営自体をお任せという形になっていますけども、ここの場所を有効活用するというような視点で、このビヤ管理組合という組織だけではなくて、ほかを含めて、経営という点で、新城市の観光にプラスになるような形でも提案を受けるとか、そういった形での入札と言いますか、対応というのは考えたことはあるのでしょうか。

○山口洋一委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 先ほども7月から9月までの期間ということでは言いましたが、夏休み期間ですので、土日で大きく変わることはありません。

でも、しかしながら250万円から300万円の範囲内での収入というのが平均の過去の5年間の平均であります。

もとをたどれば、昭和44年に、この天竜奥三河国定公園の指定に伴いまして、利用拠点としまして、県が整備と景観保持の必要性から、この宇連川の兩岸地域を買収、土地を買収しまして、隣接します湯谷温泉とともに、旧鳳来町をこの地域の観光の拠点にするっていうことでつくったものでありまして、昭和51年に県が設置しまして、それから管理委託を町が引き取りまして、平成15年から委託ということで、このビヤ管理組合のほうにお願いしてる経緯があります。

委員言われましたように、ほかの有効活用はどうかっていうことなんですけど、このもとものが、この地区のバーベキューとか夏に、花火やったり違法駐車したり、地元から苦情がありまして、それが絶えなかったもんですから、こういう組合のほうに管理のほうをお願いしたっていう経緯があります。

このほかに利用方法、有効な利用方法、組合側のほうと特にこうしてほしいとか、そう

いったものは、特には今のところはありませんので、これまでどおりの使い方になっております。

以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 質疑のほうは、ビヤ管理組合という1つの組織だけの視点ではなくて、幅を広げた形で公に広報するというようなことは検討されたことがあったかどうかということをお聞きしました。

○山口洋一委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 広報したことは例がないというふうに聞いております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 いろんな苦情があつて、結果的にはあの地域の皆さんにお願いして、組合をつくって管理運営をお願いしたということだと思うんですね。

かなり高齢化して、これから何年先にお願いができない状況になるかもわからないと思われまして。

そうであれば、今の施設を有効活用して、あそこで雇用を生むというような形ができないのかどうか。これは検討しておく必要があったんではないかと思うんですが、これまでの検討の中で、地域に管理をお願いするしかないという結論を持ったということでしょうか。

○山口洋一委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 夏休みの期間の3カ月間ですけども、多くは、警備会社とか等に、そこら辺のことは委託しておりますので、組合員、少ない、高齢でありますけども、ほとんどが、園内のごみ拾いですとか、何かあったときの対応ということですので、それほど体力的にどうのこうのというのはありませんので、今までどおり新組合長のもとで今回、指定管理をお願いするということになりました。

雇用についてですけども、一応、地元の組

合員さんの雇用って言いますか、管理をしてもらってるということで、報酬等、日当、掃除1日当たり出たに依りまして、雇用も生んでというふうに考えております。

以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 簡潔にお答えしますが、ビヤ管理組合への指定が最善だということでしょうか。

○山口洋一委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 現状では、この形が最善だというふうに考えております。

以上です。

○山口洋一委員長 下江委員。

○下江洋行委員 駐車場収入が、主な収入源ですけれども、駐車場収入が得られる期間っていうのは、確認ですけれども、年間通してっていうことじゃないと思うんですけれども、具体的に、明確に、いつからいつまで駐車場収入を得られるか、お答えいただけますか。

○山口洋一委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 7月中旬の土日からですね、土日は入っております。

それから、7月後半ずっと。

あと、8月はすべて毎日ですね。

あと、9月も上旬の土日が入っております。年間平均50日となっております。

以上です。

○山口洋一委員長 副委員長と交代のためしばらく休憩します。

○柴田賢治郎副委員長 休憩前に引き続き委員会を再開し質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 決算書からちょっとお伺いをしたいんですが、13期の決算書を見ますと、先ほど質疑あったように、97万円幾らか、正式には97万7,385円が損金扱いでありまして、前年度の要するに資本を取り崩しているという事は、前年度の資本残高197万4千円ほ

どありますが、それが当年度残高として88万9千円、つまり食い込んだということでもあります。

その大きな内容は、見てみますと、118万8千円の修繕費、それが流木の伐採だというふうに伺ったわけではありますが、今後この88万9千円の中で進めていくしかないであろう。

そして、また駐車場収入が減少してくれば、必然的に損金計上をせざるを得なくなってくる。

それから、もう1点は、提出していただいた資料を見ますと、役員報酬が平成9年、第9期が106万3千円が何と13期では121万4千円っていうふうに吐出してしております。人数は同じだというふうに理解しておりますが、ここらを含めて、今後3年契約ということで行われるわけではありますが、その後のことはどのように考えてみえるのか。

○柴田賢治郎副委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 平成27年度につきましては、先ほど言いましたように、木の伐採が大きく出ましたので赤字になったんですが、今後、大きな修繕等は、今のところは発生しておりませんし、施設も今のところ老朽化等も考えられておりませんので、平常に行っているというふうに考えております。

今後の3年間っていうことですが、新しく新組合長のもとで、とりあえず3年間やっていただくということで、その後の3年間については、どうなるかわかりませんが、こちらとしてはお願い、また引き継ぎできればお願いしたいなというふうに考えております。

以上です。

○柴田賢治郎副委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今のと少し関連するんですけども、突発的な立木の出費が百何万円あったということなんですけど、この仕様書、市

との運営協定書、通常、指定管理の場合50万円以上の工事や、あるいは修繕、市と負担するようになっていう指定管理があるんですけど、こういうのが一切なくて、そういうのまで指定管理が負担しなければいけないような内容だったのかその辺の取り決めをしてなかって組合の負担をさせてしまったのか。今後そういう事態が起きて、また組合が負担しなければならないのか。じゃあ今のこの仕様書を見ると、その辺のことが書いてないような気がするんですけども、そういうことがなければいいんですけど、また発生する可能性もあるんですけどそういうことは考慮されないんですか。

○柴田賢治郎副委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 修繕のことにつきましては、協定書の、第9条のほうに、指定管理業務に要する経費ということで、公衆便所の浄化槽保守点検費用、日常清掃業務の委託費用等については、これを超えた金額については市のほうと協議により負担するっていうふうになっておりますので、大きなそういうものが発生した場合には、その都度、指定管理者と協議しながら進めていくことになると思います。

○柴田賢治郎副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 この9条、この協定書の9条っていうのは、今回新しく加えたのか、それまでは協定書すらなかったのか、あったけど、例えば便所だとか休憩所だとか、そういう施設が何かあった場合は市がやるけど、今回の流木っていうのはどこを切ってどうなったのかよくわかりませんが、どういう必要性があったのか、危険だったのか台風で倒木したのかとか、いろんな理由があるかと思うんですけど、その場合は組合が負担する、協議するわりには組合が負担したことになってるし、18条だとその辺で定めのない事項についてはその都度協議っていうことになってるので協議してそういうことになったのかと

いうこともちょっとよくわからなかったんですけども、今後そういうことがあった場合は、協議の上、あるいは過度の負担が組合に行かないような仕組みになっておればいいんですけど。

○柴田賢治郎副委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 今回、指定管理を結ぶに際しまして、この組合のほうと新しく協定書のほうを結ぶことになりまして、その中にこのさっき言われた、委員が言われた項目を入れて、新しく協定書のほうをつくりましたので、今回からこのことは明確に明記されております。

以上です。

○柴田賢治郎副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 続けてですけども、最初に組合員の年齢聞きまして、かなり高齢であることは確認できました。

それで、本来なら10年間終わって4月から継続的にということですけど、これも含めて組合の体制が整わなかったってことで7月からという説明でしたけども、その3カ月間はそれじゃあ市が直営で管理されておったということなんか、実際にどういう管理をされたのかということ。

それから、3年間という指定管理期間にしたということ。ということは、3年後に今これそれぞれの皆さん3つずつ歳取ってさらに高齢化するんですけども、先ほど山口委員からの質問でも、3年後のことは考えてないようなことを言ってましたけども、3年後にまた同じ問題が生じたときに、またばたばたしてまた7月、8月から指定管理っていうようなことになるのか、3年後のことを見据えたことを今から検討すべきだと思うんですけど、そういうことも踏まえた上での今回の3年間の指定管理期間なのかということをお聞きしたいと思いますけど。

○柴田賢治郎副委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 最初の質問ですが、市

が4月から管理していたのは、公衆トイレの浄化槽の点検とか、そういったたぐいのものであります。駐車場料金等はまだいただいておりません時期ですので、市が直営でって言いますか、業者に委託してって言いますか、浄化槽等のお願いをしてきました。

それから、2点目ですけれども、なるべく早目、早目にですね、組合のほうとも話し合いを持ちながら、3年後に直前になってするのではなくて、組合のほうと協議をしながら、何年になるかわかりませんが、早目、早目に契約のほうを継続してできるように努めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○柴田賢治郎副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 だから早目に早目に継続じゃなくて、3年たてばまた高齢化しちゃって同じ問題が生じるのに契約の延長のことじゃなくて、管理体制のことを考えていかんと、指定管理の仕組み自体を見直していかないと、もう地元じゃできなくなる可能性があるんですけど、そのときはどうするんですかという、そのときが来てから考えるんですかということをお伺いします。

○柴田賢治郎副委員長 請井副課長。

○請井貴永観光課副課長 今回の指定に関する流れでございますが、やはり高齢ということもございまして、例えば民間の事業者等にも、この今の仕様でできるかどうかということは、問い合わせはしていますが、やはり駐車場料金だけで現在賄っている中で、本来が企業が一般にやる事業として、収入がなかなか不安定であるというところから、なかなか業者では受けられないというような回答も得られておるところでして、実際はいろんなところを模索させていただいております。例えば観光協会とか、いろんなところもどうかというところで、今、観光協会にほうですと、まだそういう使う体制がまだできていないということもあり、なかなかそういうところに踏

み込むことができておりません。

したがいまして、今回につきましては今までのやっていた旧鳳来町時代から設立をお願いしたビヤ管理組合さんの中でやっていただける意思の方がみえたというところで、その意思をくんで今回指定をさせていただくというお願いしたものでございます。

また、3年後っていうところで、先ほども言った高齢化ということで、3年ぐらいますやってみたいという御意志の中で動いておりますので、市としましては、まずはそれと一緒に見ながら、今後の体制をつくっていくかということは、地元の方を合わせながら、3年の間に詰めていきたいかなと思っております。

以上でございます。

○柴田賢治郎副委員長 委員長と交代するため、ここでしばらく休憩します。

休憩 午前9時37分

再開 午前9時37分

○山口洋一委員長 休憩を解きます。

休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと別のことですが、この駐車場の前通ったときにですね、トラ柵で仕切って入れてないような措置がしてあったんですけども、これ多分、駐車場料金取らない時期だったと思うんですけど、あれだけ広い駐車場をあんなふうにして入れなくしてある、措置してあるそれをどういう理由でそんな何か問題があったのか、そういう契約になってるのか、そういう協定になってるのかが、よく意図がわからなかったんですけど、なぜ入れないのかなという疑問があったんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○山口洋一委員長 請井副課長。

○請井貴永観光課副課長 4月から3カ月間直営ということになりまして、駐車場の直営の管理体制の中で、広い駐車場、夜間、通常は施錠をしておいたわけですが、施錠ができないということで、夜間に車が入って、いわゆるターン行為とかを避けるためと、あと民家がこちら側にございますので、そちら側になるべく騒音が行かないようにということで、今までの駐車場の状況も加味しながら、現在につきましては半分閉鎖ということで、騒音対策、ターン行為の対策等をさせていただいております。これでシーズンになりますと開放させていただきますので、この期間だけ一時的にさせていただいたものでございます。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第119号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって第119号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第120号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 今回の路線廃止は、理由に書いてあるとおりでとは思いますが、中心市街地活性化基本計画との関連はどのようになっているのでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今回の路線認定廃止と中心市街地の関連ということでございますけれども、平成27年の3月定例会の予算決算委員会でも、白井委員の御質問にお答えさせていただきましたとおり、この新城駅前の状況については、かなり新城市の鉄道の玄関口であるにもかかわらず、狭小な駅前に送迎車の車が多数停車することで、交通の妨げとなっているのみならず、駅利用者にとっては大変危険な状況ということでお答えをさせていただいております。

また、駐輪場も整備されてないということ、かなり乱雑にとまっているということも御説明させていただいたところであります。

それで、特に駅前広場につきましては、JR敷地であるということもございまして、事故等、まだ大きい事故等発生しておりませんが、事故等発生した場合についての安全対策については、市がなかなか対応できないという状況でもあります。

そうしたことから、今回、駅前広場につきましては暫定整備で進めるということでございます。

予算上は、中心市街地活性化事業ということで予算案のほうを取らせていただいておりますけれども、今回のこの事業については、今、言ったそれぞれの近々にあります課題解決というためにさせていただくということで、最終目的とすると中心市街地ということになりますけれども、当面の課題解決ということで御理解を願えればというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 中心市街地活性化基本計画には、栄町線はどのような目的で位置づけられてましたでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この中心市街地活性化基本計画におきましては、土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備、その他市街地の整備改善のための事業に関する事項ということで、市街地の整備改善ということで位置づけをされております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 先ほど暫定と言われましたが、提出された資料を見ますと、暫定型に確かになっておるんですが、費用として合計、11億8,900万円ほどが使われる事業になってきます。暫定で10億円を超えるお金を使うということが市民にまず理解が得られるかということですね。中心市街地活性化基本計画というのは、中心市街地を活性化するんだということだったというふうに思っています。

今回、暫定と言っても、多くのお金を今後それに続けて使っていくということになると思うんですよ。

ですから、今回暫定ではなくて、中心市街地活性化基本計画、これの全体像を明らかにしないと、この事業というのは行うべきではないというふうにも市民は言われるんじゃないかと思うんですね。

今回の事業、目指すべきところ、中心市街地がどのようになっていくかという大きな構想があって、この事業でないと理解得られないんですが、大きな構想、どのように、暫定と言われましたが、暫定をどのように変えて、将来的にあの中心市街地をどのようにしていくのか。この構想はどのように決められましたでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 まず、白井委員のほうからの御質問にお答えする前に、資料提供させていただきました新城駅前地区整備（暫定形）という、先ほど11億8,900万円の事業費ということになるんですけれども、ちょっとこの合計自体の考え方自体をちょっと

御説明させていただきますと、平成28年度で用地費、平成28年度の欄のほうを見ていただきますと、用地費で9,870万円、補償費で5,545万7千円ということで計上させていただいております。これは前回のときも御説明させていただいたとおり、基金を活用して買わせていただくということになりまして、そのものを平成30年度で1億3,000万円と補償費が1億3,600万円ということで、買い戻しというふうに書いてある欄を見ていただきたいと思うんですけれども、それも合計されてるということで、用地費については二重計上のほうをされておりますので、そこだけちょっとまずこの表の部分、御理解をお願いしたいと思います。

それで、今回の将来計画の中の暫定計画ということの位置づけという話でございますけれども、栄町線自体、先ほどこの中心市街地活性化計画の第4章の中で、市街地整備改善ということで、そういう位置づけでされているということで御説明させていただいたところなんですけれども、この今、計画している駅前広場及び栄町線というのは、一体にできて初めて機能を果たす部分というふうには考えております。

それで、平成20年度の部長会議で、栄町線につきましても、このまま事業の延伸を図ろうということで、意思決定のほうがされております。

そのときの意思決定の方針といたしましては、都市機能の集積と利便性を高め、住みやすい総合生活の交流区域というのが1つ、2点目として、新たな商業機能の活性化、集積機能の推進というのが2点目、そして3点目として、自動車交通に過度に依存しないまちということで、この3点を栄町線及び駅前広場の整備をする方針というふうに位置づけをされていたものであります。

これにつきましては、中心市街地活性化計画にもこのような中で、この中心市街地を整

備していくということで書いてはございますけれども、それと大きなずれはないかなというふうには考えております。

それ以降、今、平成28年、8年ほどの時代経過が進んでおりますけれども、本市におきましても例外ではなく、少子高齢化、また人口減少が進んできております。一般的に言う成熟社会を迎えたというふうにいわれております。

そういうまちづくりを考えたときに、やっぱりコンパクトシティという概念というのは、まちづくりの上で必要な概念であろうかというふうには考えております。

本市においては、まだ立地適正化計画というものは、まだ具体的な方向性は出されてないわけでありましてけれども、議会のほうからも御指摘のございます区域区分等も含めた中で立地適正化計画というものも今後見据えた中で計画していかなければならないと思うわけですが、その1つとなるのが、この栄町線、駅前広場という位置づけになってくるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今の説明聞きますと、この事業ですね、新城駅南地区整備、この事業自体、大きな疑問がわいてくるんですね。もう既に今年度の部長会議のほうで、栄町線をつくるということを決定したんだということだったですね。今度の南地区の暫定整備も将来的には栄町線と一体化しないとだめなんだということを言われました。

現実もう栄町線事業ですね、もう何十年もやってきても地域寂れるばかりですよ。地域の理解は得られない。それを3つの問題、都市機能の整備とか活性化だとか自動車交通に過度に依存しないとかが言われましたが、もう時代に丸っ切り合っていない計画をまだやろうとしている。その事業が今回の新城駅南地

区整備、それによっての路線の廃止。もう全然矛盾だらけですよ。

コンパクトシティということも言われました。あの地域にコンパクトシティという機能というのはどうにあらわれるのか、お伺いします。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 コンパクトシティがどのようにあの地区であられるかということでございますけれども、コンパクトシティの概念というものは、一定の人口密度を保持しながら、過度に車社会に、車に依存しない社会をつくっていくというのが利便性を高めるということですね、それと社会資本投資のほうをいかに効率的に使うかというのがコンパクトシティではないかなというふうには考えております。

ただ、ここの駅前だけに新城市の住民をすべて集めるという、そういう過激と言いましょか、むちゃな話ではなくて、ある程度それぞれの今、既存にあるコミュニティみたいなものは当然存続しながら、それを公共交通機関で結んでつなげていくということで、国においては、コンパクトシティプラスネットワークですか、というようなもので今あらわされているものとなっております。

そうしたときに、コンパクトシティプラスネットワークということで、ネットワークの拠点となるのが駅前広場の交通結節点という形になります。

この駅前周辺につきましては、かなりの公共施設のほうは、かなり充実した地域となっておりますので、それを十分に生かした社会構造というようなものが確立できるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 計画のための説明を今お聞きしたように思います。コンパクトシティというのは基本的にそこに機能が集積してい

なかったらコンパクトシティにならないんですよね。例えば買い物ができるのか。居住環境が今どうなのか。公共交通網と言われましたが、公共交通網の拠点になってないという問題がありますね。コンパクトシティの要件を満たさない状況に今あの地域はなりつつある。栄町線をつくったから、じゃあここに公共交通網が集約されるのか。商業施設が生まれてくるのか。この計画があつて南地区の整備、事業っていうのは意味が出てくるんですよね。それも見えない状態で、暫定で事業をやっていくっていうことは、大きな税金の無駄遣いになる可能性があるんですが、この南地区の整備によって、なぜコンパクトシティになり得るのか。もう少し具体的に可能性を示していただきたいと思います。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この中心市街地活性化計画の中でのインフラ状況を確認のほうをさせていただきますと、駅を周辺とした徒歩圏内に商業施設、また公共機関、行政等の機関、また病院施設等、かなり高密度で配置がされているということが言えます。

ただ、1つ今、欠点的なものについては、ネットワークの拠点である、それぞれ交通の結節点となるべくものがないというようなことが指摘のほうをされているわけでございます。

今ある公共施設等のストックを十分活用する上で、やはり栄町線、また駅前広場をつくり、つくったことによってそれぞれあるコミュニティの、ここを中心市街地とすれば衛生市街地っていうんですかね、鳳来町の長篠地区であったりだとか富岡であったりだとか作手であったりとか、そういうところからを公共交通機関を使ってうまくアクセスをさせるということがコンパクトシティを目指す意味で重要ではないかというふうに考えております。

そういうことから、目指すべきところとい

うのは、今ある公共的なインフラを有効利用して、それに合わせた栄町線ということが目的ではないかというふうに考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 あの地域に生かすべき施設というのは、公共施設というのは何なんでしょう。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 当然この市役所も入ってきます。病院もそうです。民間ではありますけど、大型店舗も1つの公共的なインフラではないかなというふうに考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 それを生かしたとして、だれがどのように使うのか。今の状況から何が大きく変わるのか。そこが見えませんが、その点についてどのように検討されているのか、お伺いします。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 何が変わるかということなんですけれども、今、新城駅前に入っているバスは、北部線等のコミュニティバスが入っているだけで、大きな大型対応の、済みません、ちょっと名称のほうははっきりしませんけれども、作手線等については旧国道151号にバス停があつて通っているというような状況であります。

それらを駅前に持ってくることによって、交通結節点が生まれる。そうすることによって地域の衛生市街地、周りの市街地っていう、なるうかと思うんですけれども、それらに波及をしていくということだと考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 衛生市街地とか、何か言葉言われたんですが、大型バスが今旧151号とまると。中に大型バスが入れるようになったときに、いや、それでは利用者はどれだけふえるというふうに考えてるんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 済みません、今ちょっと具体的な数字をお持ちしておりませんので、どのくらいふえるかということとはちょっと申しわけない、ちょっとお答えできない状況であります。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今の計画では、多少便利になったとしても、利用者がふえるっていうことは、それほど考えられない。

問題なのは、あの新城駅前がどういう価値があるかという視点が大事だと思うんですね。整備をすることによって、市内、市民の皆さんの利便性向上というのは否定はしません。

しかし、費用対効果を考えてみたときに、あの地域は何なのかですよ。新城駅があり、新城の一時は観光の出发点、観光の入り口だということも言われていました。そういう場所という認識はおありでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 確かに、そういう認識はあります。中心市街地活性化計画における第三者評価等の情報を見ても、中心市街地の今の状況についての強みの中に、全国的に知られる歴史的資産が市域に存在している。あそこではないんですけども、市域のそういうところが存在しているとか、あとは歴史的資産があるよっていうことは当然書いてありますし、私もそのあたりのところは承知しているところであります。

以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 要は、今、言われたとおりなんですよ。観光の1つの入り口になるという認識はあると。

ここの新城駅おいた人たちが市内各地の歴史資産のところに出ていくという、そういう可能性を広げていく計画があの地域に必要なと言われてたんですね。中心市街地活性化基本計画は、そういう指摘をしたと思うんで

す。

これまでの質疑の中でも、将来的な展望が見えてこないんです。あの新城駅前を整備し、あの新城駅周辺、これを、あそこだって周辺であっても、歴史的なものがいろいろあるわけですよ。一般質問でもありましたけども、武将観光の最後の締めを新城市中心市街地がやらにゃいかんという場所なんです。

そういう点で、この暫定計画という考え方ではなくて、将来につながる暫定ではない一歩、これから積み上げていく1つの一歩の出发点にしていく、大きな視점에立った計画というものを考えるべきではないかと思うんですが、その点については御検討されたことあるんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 確かに、将来計画の展望ということでございますけれども、それにつきましては今、栄町線及び駅前広場の将来計画、資料請求によって出させていただいたものになるんですけども、それがとりあえず道路整備事業における最終目的というふうに考えております。

ただ、でするので、計画を示しているということは考えているということで御理解願いたいと思います。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 新城駅前の整備によって、新城の歴史観光、さまざまな観光につなげるという点で、この計画を考えたかというふうにお聞きしたんですけど、それは考えたという理解でいいでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 具体的に観光戦略ということではなく、駅前整備という中での将来計画ということでもあります。

ちょっと道が外れてしまいますけれども、いろいろなところからあそまで電車であって、そこからバスに乗りかえて観光地をめぐるというようなコースを計画できないかというこ

とで、旅行会社から問い合わせ等があります。

ただ、あそこにはバスが入れないということで、難しいですよってという話はさせていただいてることもありますので、そういうことも考えて、当然、駅前広場にはバスが入れるということをまず念頭に考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 新城の1つ歴史観光を見れば、歴史の、戦国時代という歴史の1つの締め場所ですよ。締め場所であって、この整備によって大型バスが入る。大型バスが入って市内各地に観光客をお連れするという可能性があるにしても、観光のまちという、その顔が新城駅前周辺に必要なという認識はおありですよ。ありますか、その認識は。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 これ都市計画課として偏った御答弁になるかと思えますけれども、新城市市街化区域を引いておまして、区域区分されております。市街化区域の中、用途地域ということで用途が貼ってあるわけなんですけれども、駅前広場については商業系の用途が定められております。商業系用途につきましては、建ぺい率80で容積が400ということで、高度利用があそこはすべきところということで、あそこは商業地域にするんだというまちづくりを今まで進めてきております。

というところから、都市計画からの御意見ということで御理解願いたいと思います。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 あの地域というのは、今までの議論ですと、いろんな方からも指摘されるような歴史的資源がいっぱいあると言われてるという割には、今の御答弁になりますと、商業地域としてこれからやっていくんだ。商業地域になってないじゃないですか。ずっとやってきても。商業地域になり得ないという理由はもうはっきりしてるんですよ。物が売

れない。売れないから人來ない。人が來ないから店はさらに縮小していくというのは明らかなんです。それを何とかしたいと、中心市街地活性化基本計画に入っていたんですよ。市民も交えて、あの地域は歩いて楽しめるまちにしたほうがいいんじゃないかというところまで言われてるんですよ。

しかし、栄町線という、どうなるかわけのわからん計画しかない。では中心市街地の商店街をどうするかという方向もないまま南地区の整備がこれで10億円近いお金が使われるという、そういう問題になってきてしまうんです。一たん物を壊してしまえば、後はもう取り返しがつかない。

全国の都市計画区域であってもですよ、自分たちの10年後、20年後を考えてみたときに、都市計画決定を変えていこうというまちもあらわれているんです。

そういう中で、またさらに新城市は30年前、40年前の計画にしがみついて、暫定計画という形で進み始めようとしているように思うんです。一たん見直しを、中断してですよ、新城市のあるべき中心市街地の姿を明らかにした上で、出し直すっていうのが筋だと思いますが、そのようにはお考えではないですか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今回の暫定計画につきましては、昭和39年に都決を栄町線として打ちまして、その後、平成15年に駅前広場ということで都決を打たさせていただいたときに、平成15年に都決を打った範囲内で事業を進めるものであります。

そうしたことから、先行投資的な、用地的なものにつきましては、先行投資的なものもごございます。

最終的には、駅前広場については栄町線ができなければ用をなさないということで、本来の計画につきましては、図面でも御説明をさせて、お示しをさせていただいておりますとおり、道路ということ、交通安全というもの

に主眼を置いた計画となっております。

駅前広場の暫定計画ということで、予算のほうも計上をさせていただいてるところでございませけれども、実質的には都市計画事業というよりも、道路計画と、道路事業という位置づけが高いのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山口洋一委員長 お気持ちは十分わかりませが、本案は、本議題は認定するかどうかということであるので。

〔「認定じゃない、廃止」と呼ぶ声あり〕

○山口洋一委員長 ごめん、廃止であるので、もう少し内容がちょっと、どうも整備計画まで飛んでいくと。

○白井倫啓委員 廃止する必要があるかどうかという議論に広がるしかないですよね。

○山口洋一委員長 余り広げないようにということで。

白井委員。

○白井倫啓委員 今回の暫定事業というのは、栄町線ができなければ用をなさないというように言われましたが、暫定整備平面図といただいた整備事業の栄町線が入った図面ですね、これとの関連もよくわからないんです。これ関連あるんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 まず、御質疑の冒頭、私が説明がちょっとまずかったのかもしれませんが、駅前広場、暫定形については栄町線ができるまでが、できなければ用をなさないというふうに白井委員のほうは御理解をされたと思うんですけれども、そうではなくて、将来計画の駅前広場については、栄町線ができなければ用をなさない計画であるということで、今回の前提整備につきましては、とりあえず近々にある、当面ある問題を解決するために道路整備で進めさせていただくというふうに御説明をさせていただきま

したので、まずそこを御理解願ひたいと思ひております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 そうしますと、将来、栄町線事業が具体化例えはしてしまつたときに、暫定事業にかけたお金というのは、さらに栄町線で事業をここに加えていくということになつてしまうんで、無駄金になる可能性があるように思うんですが、もし栄町線事業というのを絶対やるんだということであれば、その流れの中で、暫定ではなくて、流れの中でやるべきじゃないでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 当然それ二重投資という観点につきましては、当課におきましても、主眼として検討をしてきたところでありませ。確かに整備ができてすぐ一、二年でこわして将来計画というふうになつては、これは当然無駄な投資と言われても仕方ないというところでございます。

いずれにしても、そういうことになるべくないような形ということで、暫定につきましても二重投資が極力少なくなるような今回計画を立てさせていただいてるところであります。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 そうしますと、これまで進めてきた栄町線事業の計画、これは再度見直しをするということになるんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 都市計画道路でございますので、都市計画決定を打つてある事業であります。だから見直さないというものではなくて、都市計画道路につきましては、それ相応な時期に当然見直しをかけるということになっておりますので、見直し対象にはなつてくるものであるというふうには理解しております。

○山口洋一委員長 これは、予算は平成28年度で、これ13ページ見ると、これ平成28年度

予備調査、特定調査と書いて、新城南地区事業フロー、駅前広場暫定整備、平成28年3月現在という、これに基づいてということですね。

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 ただいま議題となっております第120号議案 市道の路線廃止について、反対の立場で討論をします。

質疑の中で明らかになったのは、将来展望のないままに計画が進み、その結果、路線廃止という方向が示されたということですね。少し前には庁舎の関係で路線廃止認定、再度、廃止認定ということがありました。中途半端な計画というのは、同じミスを行う可能性があると思います。市民の税金です。新城市の将来を考えてみたときに、もう後はそれほどない状況なんです。地方創生って言うことを言われているんですが、地方創生って言うのも、もう最後のチャンスだと思っています。そういう時期に、将来展望も明らかにしないまま、新城の中心市街地である地域の方向を定めないままスタートするのが今回の議案の提案だというふうに思っておりますので、余りにも無展望な計画に対しては反対することです。

以上です。

○山口洋一委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 私は第120号議案に対して賛成の立場で討論したいと思います。

本議案は、市道の廃止についてですが、この中心市街地に対して、今ある現状を改善するべく、しっかり計画の練られたものであり、また栄町線に対しての全体像においても、や

がて続くであろう処置もされたものと理解しております。

よって、第120号議案に対して賛成の立場で討論したいと思います。

○山口洋一委員長 では、第120号議案を採決をしたいと思います。賛否両論がありますので、起立により採決をします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口洋一委員長 起立多数と認めます。よって第120号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第121号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 本道路認定による移転対象戸数と対象、地域対象者に対する事前説明、了解はどのような状況でしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 まず、説明会の日程ですけれども、平成27年12月1日に、関係地権者を勤労青少年ホーム集会室のほうに参集していただきまして、御説明のほうさせていただきます。

人数等については、今、調べておりますので、少々お待ちいただきたいと思います。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 済みません、遅くなって申しわけありません。

対象人員は20名ということになっております。

○山口洋一委員長 対象戸数、戸数。

星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 地権者数です。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 地権者数が20。  
○山口洋一委員長 星野都市計画課長。  
○星野隆彦都市計画課長 はい。  
○山口洋一委員長 滝川委員。  
○滝川健司委員 その20名は、今回の計画にすべて賛同していただいていますか。  
○山口洋一委員長 星野都市計画課長。  
○星野隆彦都市計画課長 総論と言いますか、事業計画案については御了解をいただいております。建物の物件補償調査のほうもさせていただいております、だれからも御批判なく進んで実績のほうは出ておりますので、御了解いただいたというふうに理解しております。  
○山口洋一委員長 滝川委員。  
○滝川健司委員 都市計画は理解しておるかもしれんけど、補償調査、移転補償のほうは、調査には同意してるけど、実際に移転とか交渉になった場合に大丈夫ですか。それをちゃんとどうやって担保してあげてこの事業を進めるつもりですか。いざ動き出したら反対者が出て強制収用にするようなことにならないっていう確約や担保はあるんですか。  
○山口洋一委員長 星野都市計画課長。  
○星野隆彦都市計画課長 担保については、はっきり言ってございません。  
それで、なぜかと言いますと、今、物件補償自体はさせていただきました。  
それと、まだ今、土地購入の地価調査のほうをしております。  
それらがすべて整った後に税務署協議をさせていただいて、それからの用地交渉という流れになってまいりますので、それをしなければ具体なところは個人、個人判断できないというのが当課としての判断ということになります。  
ただ、説明会においては皆さん御了解ということで、御意見いただいておりますので、総論、事業の執行に当たっては問題ないんじゃないかというふうには理解しております。

○山口洋一委員長 滝川委員。  
○滝川健司委員 具体的な金額提示等はまた税務署協議が終わらなければできないということで、具体的な個別交渉はできないというのは思いますけど、何かちょっと今、頼りない返事で、そんな状況で出すなよって思ったんですけど、それはいいとして、過去にも、新庁舎関係で入船3号線についても地権者が寝耳に水のような話ですったもんだした経緯もありますので、この道路計画認定に当たっても、ある程度のちゃんとそういったことをしっかりやらないと。  
ちょっと今の質疑と違うかな。  
まあいいや、それは置いて、そういった前例もありますので、もう少しこの事業進捗に当たっては、特に用地交渉が絡む物件については、もう少し慎重に、これまでの市の対応と例を過去見てきますとかなり課題を抱えておりますので、その辺しっかり対応していただかないと、また問題を起こすということが十分あり得ますので、一方的におおむね20名の地権者が了解していただいているという、都市計画の判断かもしれませんが、それが本当にそうなのかということが今、またこう確約が取れないという状況だですので、もう少し慎重な対応ときめ細かい対応をしていただかないと、ちょっとクエスチョンというような、なりかねませんので、もう少し明確に。  
○山口洋一委員長 星野都市計画課長。  
○星野隆彦都市計画課長 済みません、答弁先立ちまして、まず先ほどのこちらからの回答について、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。  
平成27年9月1日に、栄町線及び駅前広場の対象の方にお集まりいただきまして、暫定整備で駅前広場を進めるということの説明をさせていただきました。そこで御了解をいただきましたので、実施設計等、基本設計等に入らせていただきまして、平成27年12月17日

に対象地権者のみお越しいただきまして、御説明をさせていただいて、今の状況に至っているという状況でございますので、訂正させていただきますと思います。

それで、先ほどの滝川委員のほうから、十分地権者の御了解を得た中で進めろという御指摘ということで、私どももそういうことで進んで、事業のほうは進んでいるところでございます。私どももそのあたりのところは重々注意しながら、地権者の方とお話をさせていただいてるところでございますけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、税務署協議前の地権者への具体的なものについては、それはできないということでございますので、そこは御理解願いたいと思います。

○山口洋一委員長 ただいまの星野都市計画課長から申し出があった訂正の件、多分12月1日というふうに申された17日ということと訂正されましたので委員長において許可します。

滝川委員。

○滝川健司委員 先ほど、地権者が20名ということでしたけれども、要するに地権者の中で、要するにここに居住しておって他へ移転しなければならぬ人というのは何戸あるんですか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 済みません、ちょっと今、数を数えさせていただきますので、お時間をいただきたいと思います。

3件です。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 この3件の方、まだそこまで話は行ってないけど、当然移転してどこかへ住まなきゃいけないと思うのですけどその辺のことはまだ話が出てないのか、そういうことがあてがあるからこの事業に賛成してくれてるのか、その辺は。その辺のフォローはしてありますか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 特に、そういう方につきましても、家屋調査のときにも、その旨、御説明をさせていただいたところであります。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 今回の移転対象の方以外にも、栄町線っていうのは幅広い計画なんで、対象者はいるはずなんですよ。

先ほどの第120号議案の質疑の中でも、栄町線はどうしても必要なんだという認識だったと思いますけども、駅前の暫定と言っても、栄町線もやるということになれば、栄町線の対象地域の方たちへの対応をやっていかないと、これ公平、平等ではないんじゃないかというふうに思います。もう50年以上、栄町線事業地域ということで、制限、建築制限等あるわけですね。こういう人に対する対応はされたんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 確かに、まだ都市計画決定は打ってありますけれども、都市計画事業認可のほうは受けている事業ではありません。都市計画事業認可が受けてないということは、事業化されてないというものでありますので、具体になかなか用地交渉というのは難しい話なんですけれども、例えばこういうケースがございます。建物が老朽化されておりまして、建物を撤去したと。撤去しましたので、土地の部分について公有地の拡大に関する法律によりまして、先行取得できないかというような御要望があれば、それに対してはなるべくお応えができるような形で進んでいるところもあります。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 この事業、暫定と言っても、先にあるのは栄町線事業というのは、はっきり御答弁にありましたんで、栄町線事業のあり方、要はまちづくりのあり方というものを

明らかにしないと、継ぎはぎ、継ぎはぎの計画を続けても、まちは寂れるばかりだと思います。

全国の事例なんかも、委員会としてもこれから視察には行くんですが、まちづくりがあって道づくりだと思うんですね。今回の路線廃止、認定というのは、余りにも拙速だと思うんですが、この納得は、やっぱり栄町線にかかっている人たち、この納得を得た上で、暫定があり、将来的な栄町線というふうに持っていけないと、新城市のまちづくりにならないと思います、そのようには考えてないのでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 私も白井委員と同意見で、まちづくりあっての道づくり、確かにそのように感じております。

それで、栄町線自体のあっての暫定ということなんですけども、そのところを十分説明したのが平成27年9月1日の全体地権者への説明につきまして、将来計画あっての暫定計画という中での説明をさせていただいて、今回、暫定計画で進めさせていただいてるということでございます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 全体地権者っていうのは、栄町線にかかわる地権者すべてのことを言われたんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そのとおりです。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 その説明会で皆さんの同意は得られたというふうに。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 やはり中には栄町線を進める中での駅前広場をやれという御意見もありました。栄町線をまず先行的に進めてということも確かにございましたけれども、大方のその会での総意といたしますと、暫定整備で進めるのもやむを得ないという意見が

多かったんじゃないかというふうに理解しております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 大方の意見が暫定整備という意見だということだったんですが、暫定整備の後に栄町線を続けるという声っていうのはどの程度の理解が得られたというふうに判断してるんでしょうか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 地権者の数から言えば、相当数の方が栄町線に前向きな考えでいっていただけというふうに理解しております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 前向きだということであれば、中途半端な暫定計画ではなくて、大きな計画を市民の地権者の方にも示した上で、栄町線をこうつくるから当面、駅前はこのようにして、このまま二重投資をせずに続けていくという理解を得た上で計画を進めるというのが筋だと思いますが、その筋を踏み外しているように思いますが、順番を間違えているとはお思いになりませんか。

○山口洋一委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今いろいろ地権者説明等させていただいてる中で、かなり強い意志で反対をなされている方がおみえになります。

それと、あとこの栄町線自体につきましては、愛知県と新城市の約束の中で、県が停車場線の付け替えという形で事業を進捗を図っていただけるという経緯もございます。

そうした中で、今、栄町線というのがなかなかここ5年とかっていうスパンではちょっと難しいんじゃないかということが考えられますので、当面ある今、駅前の問題解決というのは、これについては多分、白井委員のほうも今の劣悪な駅前広場というのは御理解していただけたと思うんですけれども、その対応というものは、まずもって進めるべきで

はないかというふうに判断させていただいたところでございます。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 第121号議案 市道路線認定に反対の立場で討論します。

質疑を繰り返していけばいくほど、新都市の中心市街地活性化に対する計画というのがないというのが明らかになってきていると思います。

当面整備をするというやり方で、何十年も、もうかけてるわけですね。栄町線は50年を超えて、決定されてから超えているという状況の中で、時代が大きく変わってきています。中心市街地のあり方そのものも、いろんなまちのあり方も変わってきているにもかかわらず、暫定、暫定という形で先が見えない計画に入っていくということに対して、新都市の将来を考えてみたときに、反対せざるを得ないということです。

以上です。

○山口洋一委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 私は、第121号議案に賛成の立場で討論したいと思います。

まさしくこの道路は、通行の便をよくするためのものでありまして、またまちづくりのほうは、ほかにコンテンツ等、話す場所が違うのかなというふうに思っております。

私は、第121号議案 道路の認定においては、暫定的ながら、現段階での計画で遂行されるように指示したいと思い、道路の認定を賛成の立場としたいと思います。

○山口洋一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第121号議案を採決をいたします。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口洋一委員長 起立多数と認めます。よって第121号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

では、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

○山口洋一委員長 休憩前に続きまして、委員会を開きます。

東愛知生コンクリート協同組合理事長、新木正明氏から提出された「三遠南信自動車道」工事に伴う生コンクリート納入についての要望書を議題といたします。

本日は、参考人として新木さんが、そして参考人の補助者として小澤さんの出席を得ております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、経済建設委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げたいと存じます。忌憚のない御意見をお述べいただくようお願いをいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人から陳情に関しての説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いします。

それでは、参考人から説明をお願いします。

**○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長** 東愛知生コン組合の理事長を務めております新木と申します。

本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座にてお話をさせていただきます。

皆様のお手元には、私どもで平成28年2月24日付ですかね、が提出させていただきました要望書があるかと思えます。

こちらに書かせていただいた内容について、簡単に説明させていただきますと、私どもの東愛知生コンクリート協同組合は、要望書の一番下にございますように、現在5社で組合員として活動しております。

稼働している工場は、3工場ということで、会社の数より工場が少ないというのは、もう過去に、需要が減ってしまって、もう工場の数が多過ぎて、このままではお互い経営が成り立たないということで工場の数を減らしてきたもんですから、協同で運営している工場があるということで、組合員は5社ですが、稼働している工場は3工場という状況です。

そんな中で、新城市内におきましては、スエヒロ産業と新城生コンが現在、工場を稼働しておりますが、真陽生コン株式会社におきましては、昨年10月いっぱいでもう操業をやめまして工場を、もう出荷をやめた。会社も、もう清算という形になっておりまして、これがいわゆる新東名の特需が終わりまして、生コンの需要が減ったことによって、さらに工場の数を減らす必要があるということで議論をして、そのような形を取らせていただきましたので、こちらにはもうこの要望書を出した時点で真陽生コンという会社自体が基本的にはもう動いておらないという状態でありました。

今回の要望につきましては、三遠南信自動車道工事に関する件であります。

御承知のように、現在、新城市内、川合地区を中心に、鳳来峡インターから東栄インターの間について、国土交通省が工事を進めていただいております。

見える範囲で今、橋台をつくったりとかという工事が進んでおりますが、今年度、平成28年度以降、今度はトンネルですとか橋の上部工といった本当に大きな部分の発注が控えているところであります。

三遠南信自動車道が鳳来峡インターまで開通したことによって、浜松地区から非常にアクセスが便利になりまして、地域の住民にとって、あるいは観光交流人口の流入にとってはいいことなんですけど、もう1点、生コン業界にとっても他地域、特に浜松地域から簡単に運んで来れるようになってしまったという点では、私どもの業界にとっては大変な打撃になっているということをおまづ皆様に御理解いただきたいということがございます。

浜松地区も生コン業界の需要が大変減ってしまって、もう過当競争もいいところで、組合というものの自体が、静岡西部生コン組合と言うんですけども、去年の秋でもう組合解散までしてないんですが、実態としてはもう活動をやめてしまって、完全なる自由競争になってしまったということですので、もう虎視眈眈と需要のあるところには商売として行くんだということで、浜松地区から安い値段を掲げてこう来るわけですね。

単純に値段だけを比較すると、なかなか私たち負けてしまうし、それに対抗するために安く売るとは、それはできるんですけども、それはすぐに近隣にも影響してしまいますので、三遠南信工事だけ、あるいは特定のゼネコンさんだけに安い値段というのが、これはもう行かないのが過去の例から言ってもそうでした、1社にそういう見積もりを出せばたちまちその話は周りに波及しますので、あつ

という間にこの地域の生コン価格が値崩れしてしまうということがもう容易に想像されるわけです。

そんな中で、もう現実に1社、浜松のほうから生コンを取ろうとした業者さんがありましたので、契約寸前まで行っていたものをいろんな、うちもお願いに行ったり、周りのいろんな方に手助けをしていただいて、何とか覆すことはできたいんですが、そのころに、これは皆さんにこの実態を知っていただいて、御協力いただける方にぜひともお力添えをいただきたい。その中の1つが新城市さんであり、新城市議会さんであるというふうに判断をして、このような要望書を出させていただきました。

というのは、繰り返しになりますが、できるだけ地元の業者を使っていただく、あるいは資材の調達についても地元を優先していただくということがこの工事自体を、道路ができることによって利便性が増すこともそうですが、工事を通じて、この地域の経済も活性化してくるという、大きな公共事業というのはそういう目的もあるというふうに思っております。そういう観点で国交省さんにも、もちろん私たち直接要望にも行っておりますが、地元の議会としても、発注機関である国交省に対して、できるだけ地元を使うような指導をしてくれないかという、皆さんのほうからもそういう声がかけるか、依頼をしていただけないかなという、そういう内容でありますので、その旨お願いしたいと思います。

繰り返しになりますが、新城市内でも今2工場を辛うじて生コン工事を稼働しておりますが、これもいつまでできるかという、もう段階です。この三遠南信の特需ですとか、あるいは設楽ダムの特需というのを私たち今、控えてるところでして、当然、新城市内のスエヒロ産業さんの工場あたりは、設楽ダムの現場にも届くところにありますので、特需がこれからやって来るのは大体わかってるんで

すけども、それが終わった暁には、もう新城でも2工場を維持するのが現実的にはしんどくなるだろうなという将来的な見通しもしております。

商店街を例に挙げれば、商売というのは自由競争に任せとけばいいんだという観点ばかりでいきますと、当然、駆逐される人も出てきて、新城の町なかの商店街もほとんどシャッター通りになってしまってるのと同じで、全国を見れば、生コン空白地帯というのがもう出てしまってるんですね。生コンが、工場がなくて、生コンというのは1時間半以内に現場に届けなければならないという商品であり、また1時間半かかってもいいかと言うと、実は1分でも早く届けて現場で打設することが品質管理上、非常に重要なことですので、そういう意味でも生コンのないエリアが全国のあちこちで今、出始めております。生コンがないからインフラ整備ができないとか、維持管理もできないという現象が起きておりますので、皆さんにもそういうことを知っていただいて、ぜひともそうならないようなお力添えをいただきたいというのがこの要望の趣旨でもありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山口洋一委員長 ありがとうございます。

以上で、陳情に対する参考人からの説明、意見が終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから発言してください。

また、委員に対しては、質疑をすることができませんので、御了解をいただきます。

質疑はございませんか。

柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 大変厳しい状況というのを教えてもらいました。

名古屋のほうの状況を聞くと、やはり過当競争の中で、やはり品質の低下があり、J I

S工場のJIS認定の取り上げ等があるというような内容も聞いております。そのような実態があれば、具体的に教えていただければなというふうに思うんですが。

○山口洋一委員長 新木さん。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 少し前になりますけど、名古屋駅前の再開発が盛んに行われていたころ、やはり三重県の需要が非常に減ってしまって、三重県から安売りの業者が来て、業者が来てっていう表現がいいかわかりませんが、やっぱり高速道路を使ってまでも三重県から運んでくるんですね。かなり安い値段で納入してたんですけど、やはり品質にいろいろ問題があって、現場で品質管理を試みたところ、生コンって到着すると、その場でまず持って来た生コンが問題ないかどうかというのをスランプ試験とか空気量試験と言って、現地で生コン車から一部試料を採取して試験をするんですけど、もうその時点でアウトの物もあったりして、もうその時点でアウトになると、その生コン車、1車はもう使えないもんですから、お持ち帰りという話になるんですね。

そんな事例も続発しまして、結局1時間半とか1時間半かかって運んで来ると、特にこれからの真夏はそうなんですけど、生コンというのは練りまぜて車に積み込んだ瞬間からもう実は硬化、固まり始めておりますので、いち早く打設しなければならぬという商品ですから、結局現場でそういう現象が起きてしまったと。

持ち帰らなければならないので、余分な産廃も出てしまいますし、現場はその分とまってしまうので、かえってゼネコンさんにとっては損失になってしまうわけですね。

結局そんなことを繰り返しながら、やっぱり地元の品質が正しい物を使うべきだという方向に是正されてきて、今、名古屋地区は割とそういう点では地元、皆さん理解して使っていただいておりますし、値段も以前ほ

どとんでもなく値崩れしたものが大分持ち直してきまして、具体的に言うと、生コン1立米当たり名古屋地区なんかは実売価格としてもう5,000円台とか6,000円を切るような値段まで一時期行っておりましたが、今はもう1万円台を少しと言うか、大分上回るぐらいに回復をしてきてるやに聞いておりますので、そういう反省に基づき、市況がちょっと間違った方向に行ってたものが是正されてきたということがあります。

この地区においても、そうならないように、私たちが品質管理を含めて、十分努力をしてまいりますので、皆さんの啓蒙とかお力添えをいただきたいというところです。

○山口洋一委員長 ほかにありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今回、新城市議会あてにこういった要望書を提出されておるのですが、関係自治体及び他の議会、東三河も含めて、この組合がエリアとする地域の自治体及び議会に対しても、同様な陳情、要望は出されていますでしょうか。

○山口洋一委員長 新木さん。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 発注者である国土交通省さんには直接要望をしておりますが、関連した地元の自治体という意味では、現在のところ新城市さん、私ども東愛知生コン組合としては新城市さんに行ってるのみです。

なぜかと言うと、具体的にそうやって他地域からでも別に安いことがよいことだという風潮がちょっと出だして、納入まで行ってないんですけど、契約に至ろうとした事例が出たのは、三遠南信工事である鳳来峡インターのすぐ先の工事のあたりでそういう事例が出たもんですから、すぐに地元の新城市と議会に実態を知っていただきたいと。そしてお力添えをいただきたいということで要望をさせていただいた、現在のところ、そのような状況です。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、新城市行政と議会へこの要望を出されて、他の設楽、東栄、豊根等の自治体、議会にはまだ出されてない。今後そういう活動もされますか。

○山口洋一委員長 新木さん。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 まだそのあたりは検討中、ちょっと様子見のところもありますので、必要によってはと言うか、要望することも考えていきたいと思っておりますが、まだそこまでは具体的には動いておりません。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 新城市行政、議会だけでやっぱり要望しても、やっぱり地域全体でこういうことを盛り上げていかないと、なかなか国や県まで届きませんので、一自治体、議会だけでなく、やっぱり地域全体でそういう意見を上げるような形をぜひ取っていただきたいということが1点と。

今回、国土交通省に対して、三遠南信自動車道っていう具体的な物件名って言うか、工事名で所管のと言うか、発注者の国土交通省へ要望っていうことは、それは答えとしてわかるんですけども、やっぱりこの工事だけではなくて、やっぱりこの地域の組合がテリトリーとする公共工事について、やっぱり地元のコンクリート組合を使ってほしいという要望を、先ほど言ったような各行政あるいは自治体を通じて、国や県も含めて、やっぱり総合的な要望を出さないと、個別物件名だけお願いしますっていうのはちょっとやっぱり筋が違うと思うんですね。もう少し大局的な面から、やっぱりそういった国や県、地元自治体に対して地元の組合の生コンをぜひ公共工事に採用してほしいっていう、そういう要望もやっぱりすべきだと私は思うんですけども、今回この個別の三遠南信自動車道についてって言われちゃうと、なかなかああそうですかっていうよりもやっぱりもっと広い視野で地

域の経済、雇用のことを考えると、そういった広い視野で公共工事について、地元自治体、県、国に対して要望するような、そういった活動もぜひしてほしいと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 それは、あれですかね、例えば新城市さんに新城市の発注物件について地元のものを使ってする、愛知県に対して県の発注工事については地元をできるだけ使ってほしいとか、そういうことでしょうか。

○滝川健司委員 もちろんそうですね。それもあるでしょう。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 はい。わかりました。

それはもちろんごもっともだと思います。

今回の場合、直接のこの三遠南信自動車道の工事を発注しているわけではないわけで、新城市さんが発注しているわけではないというのは、もう重々承知しております。

ですので、先ほども説明しましたように、発注者は国土交通省ですが、今回、新城市内でこうやってビッグプロジェクトが動いているんだということ、そのプロジェクトに対して、ちょっと外からの資材を安かろうで納入している人たちがいるという、納入しようとしている人たちがいるということに対して、そこを何とか地元で使うような指導を国交省もしてくれないかと。

国交省も言ってるのは、役所ですから、具体的に仕事を取った人に対して、どこから買えとか、どこを使えというのは、具体的には言いにくいと言うか、言えないということもはっきり私たちも要望活動の中では言われております。

ですが、やはりこうやって地元の新城市さんや新城市議会さんからもお声がけと言うか、お力添えをいただくことが、そうやっていろんな積み重ねが最終的には力になると思っておりますので、新城市さんにすごくお力添え

の1つ、一助をお願いしたいというのが今回の趣旨であります。

ただ、今、御意見いただいたとおり、地元に対するPRとか各発注機関に対するPRというのは、今後も今まで足らなかった分も含めて、継続して続けていきたいとは思っています。

特に、さっき僕もちょっと言ったように、設楽ダムっていう大きなプロジェクトも私たち抱えていて、設楽町さんですとか愛知県ですとかもたくさん仕事を発注される予定でありますので、そういうところにも引き続きPRはしていきたいと思えます。御意見ありがとうございます。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと具体的な話、この今5社名前がありますけど、先ほどの稼働してるのは3工場だとおっしゃってます。ちょっと具体的にどの工場か教えていただければと思います。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 工場を稼働させてるのは、下の3社、山富建材とスエヒロ産業と新城生コンの3社になります。

上の2つ、私の伸和生コンと豊根生コンは、それぞれ組合員として受注したものを山富建材に委託して、一括で山富建材が製造、出荷していると。そのような形態になっております。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今後、大型工事って、先ほどから設楽ダム関連ですけど、ダム本体になると、当然現場プラントとかでいけちゃうと。今、先行工事をしている、道路整備などの先行工事、附属工事等は地元のプラットフォームになってくると思うんですけど、その辺、現在もう既に発注されてますけど、その辺の受注状況というのはどんなんですか。そういうのもやっぱり外部から入ってきているような状況なんですか。その辺をお伺いしたい。

○山口洋一委員長 新木さん。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 設楽ダム関連で言えば、外部から意図せず入ってきているということは、今のところございません。それはこれも必死に押さえているのもありますし、いろんな活動をして。

ただ、組合員で言いますと、先ほど言ったような山富建材の工場が一番最寄りの工場になりますが、これ1者ではピークのときには賄い切れませんので、当然、新城からスエヒロ産業も応援に行くと同時に、組合のエリア外ですけど、具体的な名前を出すと、稲武生コンさんって、稲武、旧稲武町、にあるんですが、そちらからも十分届く工場ですので、こちらには逆に応援を頼んで、既に一部の現場については依頼をさせていただいておるということではございますので、決して価格が安売りし過ぎてゼネコンさんが買ったのではなくて、うちからの正式な依頼としてやっているというのはございます。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 もう1個ちょっと参考までにお聞きしたいんですけど、新東名高速道路も開通したわけなんですけど、その工事、新城区間というか、愛知県区間の関連で、どの程度、組合で活用していただいたんでしょうか。やっぱりこれも外部から余り見たことないような生コン車が走っているの見かけましたけれども、実態として、発注の状況、受注状況というのはどんなもんだったんでしょうか。

○山口洋一委員長 新木さん。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 当組合で新東名関連に納入した数量が約80万立米ぐらい、85万立米ぐらいです。年数にして6年間、せいぜい7年ぐらいかな、7年間で85万立米というような感じですね。

一部やっぱり静岡県側の業者に仕事を取られてしまった部分はありまして、それが10万立米ぐらいあったかね、ざっと10万立米ぐらいあったので、本当は90万立米あったもの

が85万立米ぐらいになってしまったということはありますが、これが全部できればもちろんよかったですけど、それだけ取られてしまったという観点でもありますし、それだけで何とかおさまったということなのかもしれませんが、そのような実態で、色の違う生コン車、組合の工場で車が足りないんでチャーターしてきた車がたくさん走ったので、そういう車がほぼそうだと思いますが、大体黄色い車が走ったら、それは浜松から来た車だと思っただけであれば間違いはないかなと思いますね。

○**滝川健司委員** ありがとうございます。

あと、新東名の関係だと、大きな物件だったんですけど、現場プラントとしてもかなり現場ではあったんですか。その辺を除いて、今のこの話なんですか。

○**新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長** この新城のこのエリアと言うか、工区では現場プラントというのはなかったんですけど、岡崎のほうへ行くとちょっとありましたね。

○**滝川健司委員** ありがとうございます。

○**山口洋一委員長** 下江委員。

○**下江洋行委員** 三遠南信のこの鳳来峡から延伸して佐久間までの区間って言うと、一部、静岡県に入る一部区間もある。県境で線を引いて、こっちからこっちは愛知県だから、向こうは静岡だからという考え方かどうかかわらんですけれども、佐久間までの区間も含めて、この東愛知生コンクリート協同組合さんの利用徹底をお願いしたいっていう、国交省に依頼していただきたいという願意なのかどうか、そのあたり確認いたします。

○**新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長** 静岡県側佐久間については、もう佐久間の生コン業者さんがほとんどと言うか、すべて納入されてるので、そこまで私たちとやかく言うつもりはないんですが、実態として、佐久間にあるのはスエヒロ産業の第2工場で

すので、今は。なんで、昔、伊ワモト組さんって、伊ワモト生コンさんってやっていたのが今はいろんな経緯があってスエヒロ産業さんの会社の工場になっておりますので、と言って別に東愛知の組合として納入してるわけではなくて、あくまでもスエヒロ産業さんが第2工場を稼働して入れてると。静岡県側についてはそのような状況でありますし、逆に佐久間とか水窪というのは、もう地元の工場がほとんどなくなってしまっていて、逆にさすがにそこまでは浜松からも運んで来れないところですので、そんな変なことになることはないんですね。先ほどから申しましたように、1時間半を超えると、もう第一、納入自体がアウトですので、できないということです。今回、一番心配してるのは、鳳来峡インターまでいなさのほうからびゅーっと走ってきて、インターをぱっとおればもう納入できてしまうというような、川合とか、新城市内、東栄町との境までの間がこれから本格的に発注されるので、そのあたりを一番、私たちは心配してるので、真っ先に新城市さんに要望をしてるということです。お力添えをいただきのは、あくまでも今の私たちの考えでは、新城市内で発注されている三遠南信の工事に関してということでございます。

○**山口洋一委員長** 白井委員。

○**白井倫啓委員** 思いはよくわかりました。

ただ、難しいのが、地元だからじゃあ何でもかんでもじゃあお願いできるかってなると、いろんなものに波及してくる。先ほども商店街のことも言われて、そのとおりでと思います。自分たちが商店街を支えずに、だれも支えられないんで、自由競争の中でもどうい知恵を出して行っていくってところで、悩むところです、この要望は。

これまでさまざま御努力もされているということもよくわかりました。

その中で、国土交通省とも要望を出されながら、受注に至った決め手と言うんかな、ど

のような形で受注を競争の中で勝ち取ってきたのか。そのあたりの御努力を一度お聞かせ願えれば。

○山口洋一委員長 新木さん。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 もうゼネコンさんが公共工事ですので、入札を経て、受注されたゼネコンさんが、あとはどこから資材を調達するかという、いわゆる決定権を持つてると言うか、決定権も何もゼネコンさんがどこから買うかという話ですので、ゼネコンさんにまずは営業活動を行います。私たち生コン組合が直接顔を出すこともないとは言わないんですけど、ほとんどの場合は私たちも商社とか販売店を通じて販売していますので、間に販売会社が入ってるんですね。彼らが動いて営業活動してますんで、その中で当然、見積もり金額というのがゼネコンさんというのは一番重要な要素になりますから、金額面での競争にならざるを得ない部分はありますが、そこをやっぱり地元である利便性、例えば生コンというのは朝きょうは現場で生コンを使って打設するんだとなったら、切れ目なく運んで来てくれないと現場も困るわけですし、価格だけではないという、輸送を途切れなくするとか、あるいは急な何かあったときの対応を図るとかということがやっぱり遠方の工場ではなかなかできないことを地元だからそこは責任持ってやりますよというような営業活動で今までは御理解いただいて受注してきてるのがほとんどです。

もう1点は、私たちのエリアはやっぱり近隣の今、比較している浜松地域とかに比べると、生コンの単価自体がやっぱり高いんです。これはなぜかと言えば、基本的な出荷量がもう全然違うから、私たちは少ない出荷量の中でやっぱり各社が経営を成り立たせるためには、どうしても単価を高く設定せざるを得ないところがございます、下手をすると浜松地域のもう倍近いような値段になるときもあります。

ですから、彼らも高いエリアにぼんと来て、少し安い値段で見積もり出すと採用してくれるものですから、こう積極的に入ってこようとするんですけども、そこはゼネコンさんにも、もともと国交省もそうですし、新城市さんでも公共工事を発注するときには、地域の建設物価とか、そういう資料にも載ってる単価を採用して積算して、それで入札してるので、積算単価自体が維持されるように私たちもそういう活動、例えば建設物価で言えば、物価調査会という団体が調査してますし、もう1個の経済調査会のほうにもこっちから足を運んでPRして、この地域はこの値段でなぜその値段になっているのかという、公共工事の積算ベースとなる単価を維持するように、いろんな活動をしてるんですね。その上でおたくらの入札についてもそういう単価で発注されてるはずですから、真つ当な値段というふうに認識していただいて、私たちからぜひ買ってほしいというような、そういう観点での営業もしておりますので、大半の方はそうやって御理解いただいてやっていただいておりますんですけども、一部やっぱり安かろうというほうに走ってしまわれる方もいるということで、きょうのような要望になっているということでもあります。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今のお話にちょっと関連してですけど、見積もり、国交省がこの積算見積もりしたときには、当然それじゃあこの組合、このエリアの単価を積算根拠として積算しているわけですよ。これは間違いないと解釈してよろしいですか。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理事長 はい、もうそれはもう間違いありません。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 要望書の中に、加盟工場の利用徹底を促していただくことという書き方になってます。利用徹底ということになりま

すと、議会が出すということになると、使え  
ということ国交省に言うようになってしま  
う可能性があるかなというふうに思うん  
ですが、今回の要望の思いとして、加盟工場の利  
用に十分配慮してというような思いと受けと  
めてよろしいのでしょうか。

○山口洋一委員長 新木さん。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理  
事長 本当そのとおりでありまして、徹底と  
いう表現をここに使ってしまったので、  
ちょっと返って御迷惑をおかけして申しわけ  
ないなと今、思うんですが、あくまでもそう  
言い切れないことは私たちもわかっておりま  
すので、できるだけ使ってくださいというよ  
うな要望と言うのか、お願いをしてくれな  
いかという、できるだけ地元優先してほしい  
ということで私たちの思いもそこにござ  
いますので、よろしくお願ひしたいと思  
います。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありません  
か。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑はなしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しまし  
た。

新木さん、小澤さん、本日はまことにあり  
がとうございました。

新木さん。

○新木正明東愛知生コンクリート協同組合理  
事長 1点よろしいですか。済みません、ち  
よっと事務局さんから事前に依頼と言うか、  
ありまして、もし新城市議会さんが国交省に  
何か要望する文書を出すとしたら、したらで  
す、あくまでも。どういう形を僕たちは望  
んでのかという文例みたいなのをつくってき  
てくれないかという話があったので、一応作  
成してきたので、参考資料として提出をさせ  
ていただきたいんですが、よろしいでしょ  
うか。

○山口洋一委員長 ただいま参考人さんから  
要望内容の案文をということになります、

参考としていただいてもよろしいでしょ  
うか。では、お願いします。

それでは、あとよく精読して、やりま  
しょう。

済みません、お疲れさまでした。ありが  
とうございました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時17分

○山口洋一委員長 では、休憩前に引き続  
きまして、委員会を開き、陳情の審査を行  
います。

東愛知生コンクリート協同組合理事長、  
新木正明氏から提出された「三遠南信自動  
車道」工事に伴う生コンクリート納入につ  
いて要望書を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。  
意見等のある委員は発言願ひます。

白井委員。

○白井倫啓委員 質疑を通して、かなり自  
分たちの努力もされてると言うか、最終  
的には生コン会社の皆さんの努力に頼る  
しかないとは思っていますね。

ただ、答弁の中、説明の中にもありま  
したけども、この地域から生コン業界が  
なくなるなんていうような、そういう危  
機感まで持っておられる状況です。議  
会として要望を出すに当たっても、使  
えというように、当然それは言えない  
ということは認識の上で、単なる力添  
えだと。地域企業を守ると、守ってほ  
しいという要望に応えるという意味で  
は、議会としても、ここに参考要望書  
にも書かれておりますが、これらの趣旨  
を理解した上で要望を出すというよう  
なことは、責任でもあるのかなという  
ふうに思います。趣旨採択じゃなくて  
採択でいいんじゃないかなというふ  
うにも思っています。

○山口洋一委員長 滝川委員。

**○滝川健司委員** 私が質疑でも言ったように、個別の案件、要するに新城市と市議会に出してほしい、出した。なぜかと言うと、鳳来峡から向こうの新城市内で発注されてる三遠南信自動車道についてっていうような、ちょっと視野が狭過ぎるような気がするんだよ。

それで、私が言ったように、公共工事について、国、県、各地元自治体も含めた公共工事あるいは大型工事について、地域のこういう協同組合を採用してほしいっていうような広い視野の要望なら議会としても取り組みやすいんだけど、個別案件について、具体的に働きかけるっていうことに少し疑問って言うか、抵抗を感じちゃうんで、もう少し広い視野での要望にすると、これは焦点がぼけるって言われちゃうかもしれないけど、果たしてこの新城地区内で発注されてる三遠南信自動車道に地元の組合を使ってねっていう要望が議会としてふさわしいかどうかという、また少しその辺がひっかかる点であって、他の自治体あるいは議会に同様にやってるかっていうと、やってないっていうところもひっかかるし、その辺がちょっとクエスチョンな部分。

それと、何回も繰り返しになりますけれども、個別案件についての発注者に対して要望するという行為がいかげなものかと思えます。

**○山口洋一委員長** 柴田副委員長。

**○柴田賢治郎副委員長** 先ほど滝川委員も質疑していただいてわかったんですけど、物価調査会というところで、こちらの地域の物価というのは、組合のほうでしっかり出してもらって、それが採用されているということがありました。

そんな中で、既に行政としてもこの地域の価格でやるようにという配慮をしておって、設計のほうにも取り組まれております。それをゼネコンが自分たちのリスクを負う、先ほど見ました、ほかの地域から、遠くから持ってくるということではリスクを負うことは、ゼネコンがやることによってもうけようとい

うこと自体が、私はリスクの扱いというのが、公共のためにはならないというふうに感じております。

ぜひぜひ、本来、行政側も設計した単価で、しっかりほかのところで価格競争していただければいいのかなということを思うのと同時に、今回の物件も、もう既に始まっていることでありまして、先ほども言いましたように、この新城を生コン空白地帯にさせないためにも、やはり行政としても、市議会としても、しっかり注視してるということを表明するにも私は採択の立場で、この案件を扱っていくべきだというふうに感じております。

**○山口洋一委員長** 下江委員。

**○下江洋行委員** 平成23年9月だったと思うんですけども、この東愛知生コンクリート協同組合から、これは新東名の工事における地元の生コン協同組合の事業者の採用をお願いしたいということで陳情がありました。

当時は、採択をしまして、その後、関係機関ということで、ネクスコ中日本にそうした要望を議会として行ったはずであります。

今回、前回、民間の企業というネクスコ中日本に対しての要望であったということと、今回、国土交通省、国の機関に対する要望という、この違いを、しっかりとちょっと認識した上で判断しなきゃいけないのかなというふうには私は考えます。

生コン事業者それぞれの事情は、先ほどお答えいただいた中で、説明いただいた中で、大変厳しい状況の中で努力はしてみえるということは理解はいたしました。

そして、設楽ダムの工事も含めて、今後の展望と言いますか、そんなこともお話を聞かせていただきました。そういうことであれば、この新城市内で発注されている部分についての今回要望であるということであったんですけども、先ほど滝川委員が言われたように、やはりもう少し広い視野で、広い展望での要望書であってほしかったなというふうには私は

思いました。

以上です。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 関連があるかないかは別として、今、建設物価には東三河の納品価格というのが組合価格として、尾張地区と比べれば、私がいろいろ仕事をやっているところに、5,000円確か違うって言っていたんですよ。多分今もそうだと思うんですけども、先日、入札不調があった、ある物件の生コン価格を見たんですよ。平準価単価じゃなくて、これ新城市の物件です。名古屋単価が入ってまして、それも契約検査課が何でこんな単価を認めとるのって。市がですよ、組合があることわかってんだから。

かつ、設計事務所は名古屋の事務所だったもんで、名古屋の生コン価格を入れているんですよ。当然、入札すれば不調になるわよ。そこまでじゃあ契約検査課がチェックしてないのか、何でそこでこの単価おかしいのかって言わなかったと言ったら一切言わなかったっていうので。新城市の自覚すらちょっとないのかなと思って、これどの物件かわかると思いますが、ちょっと市もやっぱりこれじゃあ公共工事に少しでもこの組合、地域経済のために組合の利用を促す意味で、その単価を採用してるのかなと思ったら、予算が厳しいのか知らないけど、名古屋価格、立米単価が入ってるという実態を見たときに、何だ、わしら、僕が設計やるところなんか、ほとんど地元単価しか認められなかった、そういう単価で入れるもんが当たり前でやっと思ったんですけど、今は何だ、そんな緩やかになっちゃったのかなと。ちょっと意外に思ったんですよ。今後、例えば市が、例えば庁舎も含めて、どういうつもりでやっていくのか知らんけど、安く予算内におさめるために、そういうタガを外しちゃうのか、どういう気持ちでおるのかわからんけど、やっぱりそこは個別の案件ではなくて、全体でやっぱり見る

ようにしていかないと、私は思ってますし、現状今5社あって3社だけど、新城生コン稼働してないのか。

○柴田賢治郎副委員長 時々稼働しとる。

○滝川健司委員 時々稼働しとると、私が聞いた話だと、将来的にはプラントは閉鎖するようなことを言っとるけど、実質そうすると山富とスエヒロだけしか、そのぐらいいしか動かせるだけのエリアと事業量と言うか、工事量しかないっていう判断で淘汰してきとるのだね。さっき伸和となにがしはそっちへ発注すると。組合の存続とかこの問題、やっぱり個別案件でやるのはちょっといかがかなというのをどうしても引っかかざるを得ない。もう少し広い視野で地域全体への要望と、例えば設楽、東栄、豊根の地域行政と議会で地域全体から国や県に、あるいは地元に対して要望するっていう活動のほうが議会としてはふさわしいような気がします。っていうことです。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今回こういう形で要望に来て、今の苦しい現状を聞いた状況の中で、大きな視点でやりなさいということ言ってるうちに、三遠南信自動車道工事が進んでっちゃうんですね。それは逆に言えば、議会として市内の業者の動向も確認もせずに来てるといことの問題が出てきてるのかなと思います。

入札っていうのは単に安ければいいっていうことではないのは、はっきりしてるんだけど、かといって市内の業者を優先させるということが果たしてできるのかというのが議会の立場でもあると思うんですよ。

今回、具体的な個々の案件ではあるんですが、もしこれをきっかけに新城市の入札、新城市の市内の業者の育成の仕方も含めて考えていくきっかけにするということであれば、緊急ですよ。三遠南信自動車道進んでいくっていうことですから、僕は個々というこ

ろに今こたわるべきでない、実際にもう瀕死の状態になってる業者がここに来て救いの手を伸べた。それも議会に対して大きな期待は持っていない、何ができるといふ期待は持っていない。ただ口添えが欲しいというレベルです。口添えがあれば、少なくとも自分たちの努力プラス口添えを利用しながら、もしかしたら議会、新城市議会が採択ということであれば、検討すると言っていたら、設楽町へ行ったり、東栄町へ行ったり、豊根村へ行ったりという、そういうような陳情もあわせて行うという1つのきっかけにもなり得るのかなと思うと、今回はこの意をくむべきかなというふうに思うんですが。

○山口洋一委員長 ほかに発言はありますか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 発言なしと認めます。自由討論を終了します。これより討論を行います。

討論はありますか。

滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、本要望につきましては、趣旨採択の立場で討論をしたいと思っております。

いろいろ質疑等でも申し上げましたように、個別の案件を新城市議会が便宜を図ってほしいというような、配慮をするっていう要望は、やっぱりちょっと視野が狭いし、もう少し広い視野で地域全体の経済、雇用等に結びつくような要望をすべきだという判断もあります。

現実に、この三遠南信自動車道の、要望書の文書にもありますが、浜松市内より生コンを調達する事例が発生して、それを何か防いだというような話も聞きました。

三遠南信自動車道を通ってくれば、1時間30分以内、我々が設計やったところは1時間というぐらい、今は1時間半かもしれない、1時間半で持って来れば、それは基準は満たしているし規則上は問題ないけど、発注側

は地域の単価を採用して積算をしている以上、それが根拠で発注してほしいっていうのは当然のことですので、受注業者に、じゃあ国交省、発注業者が受注業者にそういうことが言えるのかどうかっていう、また別の問題があると思うんですよ。だから受注業者に個別の案件だけで新城市議会が組合を使っているのは、多分それは無理だと思うけど、発注者に言うことで、それが可能なのかどうかっていまいち疑問ですし、やっぱり地域全体で行政、議会も含めて、国、県、地元自治体に対して、地域の雇用と経済のためには、地元組合の生コンを公共工事に使ってほしいっていう具体的な要望をやっぱり出すべきだと考え、今回の趣旨はわかりますけども、個別の案件に対して議会が動くっていうことは、ちょっといかなものかと思っておりますので、趣旨採択としたいと思います。

○山口洋一委員長 ほかに。

柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 私は、今回の要望に対して、採択の立場から討論したいと思っております。

今も言われました、大体趣旨のほうも理解していただいた中では、これが個別の案件であることに対する対応が論点ではないかなということをおもいます。

そんな中で、今回こういったら何ですけど、国交省のほうにも出されておまして、それのほうの対応もしていただいているように、きょうの質疑の中で感じました。

やはり、業界があつて、業界に対しては、品質のことと、先ほども言いました空白地帯というところで、しっかり行政のほうの対応もあつたのかなということを感じておる中では、やはりこの新城市議会を含めた新城においても、同じように理解ある対応をしていく必要があると感じております。

これが初めと同時に、私どもも地元の業者と、高品質、やはり安心した、価格競争が、

品質を脅かさない、そのような態度を示すにも、今回の要望を採択したいと思います。

○山口洋一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口洋一委員長 起立者2名と確認しました。

次に、本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口洋一委員長 起立者2名と確認しました。

趣旨採択、採択、同数であります。よって委員会条例第17条の規定により、委員長が本陳情に対し、決めます。

委員長は、本陳情に対し、趣旨採択すべきものと採決いたします。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって、経済建設委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時37分

証するために署名する。

経済建設委員会委員長 山口洋一

以上のとおり会議の次第を記録し、これを